

建設工事公衆災害防止対策要綱の見直しに関する検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「建設工事公衆災害防止対策要綱の見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 建設工事における公衆災害を防止するために必要な計画、設計及び施工の技術基準をとりまとめた「建設工事公衆災害防止対策要綱」の改定にあたり、見直しの方向性等について検討を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 検討会に座長を置き、座長は、議長として会議の議事を整理する。

(会議)

第4条 検討会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

3 検討会については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨及び資料については、座長に確認を得たのち、会議後速やかにホームページ等で公開するものとする。ただし資料については、座長が認めるとときはその一部を非公開とすることができます。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は国土交通省大臣官房技術調査課及び土地・建設産業局建設業課に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この規約は、平成30年2月13日から施行する。